

京都市告示第257号

西京極総合運動公園プール施設の指定管理者である株式会社ビバから、京都市西京極総合運動公園条例第4条の規定に基づき、当該施設を供用しない日及び供用時間の変更について次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成22年10月21日

京都市長 門川大作

平成22年10月23日（土）から10月24日（日）及び平成22年10月30日（土）から10月31日（日）までを、アイススケートリンクを供用しない日から除き、同年10月23日（土）から10月24日（日）までの供用時間を午前9時から午後4時まで、同年10月30日（土）から10月31日（日）までの供用時間を午前9時から午後5時までとする。

（理由）

アイススケートリンクの利用促進のため

（文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課）